

学校法人立私立学校幼稚園施設整備費補助金交付要綱

(補助の目的)

第1条 学校法人の助成に関する条例第4条に基づき、本市の私学教育の振興を図る施策の一環として、学校法人立私立学校及び私立幼稚園（私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による法人設立の手續中のものを含む。以下「法人」という。）の新築、増改築及び改造（現有面積の2分の1以上を改造する場合に限る。）を行う場合における当該費用（本工事費・附帯工事費）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

(補助率等)

第2条 補助率は、新築及び増改築については、10分の1以内、改造については、20分の1以内とし、補助対象経費は、次の各号に定める算式により算出した額のいずれか少ない方の額とする。

- (1) 設置基準面積（設置基準面積によることが不適当な場合は実施面積による。）×国庫補助の1平方メートル当たり
- (2) 設置基準面積（設置基準面積によることが不適当な場合は実施面積による。）×費用の1平方メートル当たり単価

2 前項の新築及び増改築並びに改造経費について、他からの特定財源がある場合には、前各号の算式により算出した額から当該特定財源を控除した額を補助対象経費とする。

3 前項の特定財源は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 国及び他の公共団体からの補助金
- (2) 火災保険金
- (3) 移転補償費
- (4) 指定寄付金等で市長が特定財源と認めるもの

(補助申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする学校法人は、学校法人立私立学校幼稚園施設整備費補助申請書（第1号様式）及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助申請書を提出した後、その内容に変更を生じた法人は、速やかに変更部分に係る関係書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の内示)

第4条 市長は、前条の申請書が提出された場合、その内容を審査のうえ適正であると認めるときは、補助申請をした法人に対し補助金の交付を内示するも

のとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の内示をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付申請)

第5条 前条の定めにより補助金の交付について内示を受けた学校法人立私立学校幼稚園施設整備費補助金交付申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の定めによる申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときには補助金を交付することを決定し、その旨を学校法人立私立学校幼稚園施設整備費補助金交付決定通知書(第3号様式)により当該学校法人に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の定めにより補助金を交付する旨の通知を受けた学校法人は、請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条による請求書を受理したときは、その日から30日以内に補助金を当該法人に交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けた法人は、実績報告書(第4号様式)を当該事業完了後2か月以内に市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第10条 補助金を受けた法人は、補助事業の施行状況収支に関する状況を明らかにする帳簿及び証拠書類等を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算して、5年間これを保管しておかななければならない。

(報告等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助学校法人に対し報告を求め若しくは指示をし、又は、関係職員をして前条の帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

(補助金の返納)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた法人がこの要綱又はこの要綱により付

した条件に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、当該法人に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、昭和47年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

学校法人
理事長

学校法人立私立学校幼稚園施設整備費補助申請書

年度学校法人立私立学校幼稚園施設整備費補助金について、防府市学校法人の助成に関する条例（昭和47年条例第16号）に基づき、関係書類を添えて申請します。

第2号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

学校法人
理事長

学校法人立私立学校幼稚園施設整備費補助金交付申請書

年度学校法人立私立学校幼稚園施設整備費補助金について、防府市学校法人の助成に関する条例（昭和47年条例第16号）に基づき申請します。

記

1 交付申請額 円

第3号様式

指令防教学第 号

補助金交付決定通知書

住所

団体名

代表者

年 月 日付けで申請のあった 年度学校法人立私立学校
幼稚園施設整備費補助金について、下記のとおり交付することに決定し
たので通知します。

平成 年(20 年) 月 日

防府市長

補助金交付決定額 金 円

第4号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

学校法人
理事長

学校法人立私立学校幼稚園施設整備費補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた学校法人立私立
学校幼稚園施設整備費補助事業が完了しましたので、関係書類を添えて実績報
告します。

添付書類

- 1 収支決算書
- 2 工事設計図

記

1 交付申請額 円